

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様や債権者、お客様、取引先様、従業員をはじめとする皆さまから信頼され、期待にお応えするために、コーポレート・ガバナンスを重視し、経営における健全性と透明性を高めつつ、機動的な経営意思決定と適正な運営に取組み、企業価値の継続的な向上を目指しております。

このような認識のもと、当社は、平成24年1月に委員会設置会社(現在の指名委員会等設置会社)として設立し、取締役による経営監督機能と執行役による業務執行機能を分離することにより、取締役と執行役の役割分担の明確化及び意思決定の迅速化を図り、経営の透明性・効率化を高める体制といたしました。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
GMOインターネット株式会社	107,343,100	93.86
カブドットコム証券株式会社	820,300	0.71
日本証券金融株式会社	116,200	0.10
株式会社SBI証券	63,700	0.05
横山 裕子	53,000	0.04
TMIソリューションズ株式会社	40,000	0.03
野村證券株式会社	39,400	0.03
楽天証券株式会社	37,200	0.03
山下 良久	35,300	0.03
東久保 正治	32,000	0.02

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

GMOインターネット株式会社 (上場: 東京) (コード) 9449

#### 補足説明 更新

大株主の状況については、事業年度末(平成27年3月31日)において非上場であり株主がGMOインターネット株式会社のみであったため、平成27年6月30日現在の状況について記載しております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種

証券、商品先物取引業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社(GMOインターネット株式会社)の企業グループとの取引については、少数株主保護の観点から、取引条件の経済的合理性を保つために定期的に契約の見直しを行っており、新規取引につきましても、市場原理に基づき、その他第三者との取引条件との比較などからその取引の是非を慎重に検討し、判断しております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社取締役のうち親会社であるGMOインターネット株式会社から招へいした社外取締役は1名で当社取締役8名の半数に至る状況ではなく、その就任は当社からの要請に基づくものであることから、独自の経営判断が行える状況にあると考えております。さらに経営の独立性を一層高める観点から、親会社の企業グループ外から社外取締役が3名就任しております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 [更新]	8名

#### 【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
佐藤 明夫	弁護士										
安田 昌史	他の会社の出身者		○								
普世 芳孝	他の会社の出身者										
久米 雅彦	公認会計士										

#### ※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
						法律事務所の代表弁護士及び法科大学院の講師として、法律等に係る高度な知識経験を有し、また多数の法人の社外取締役、社外監

佐藤 明夫	○	○	○		—	査役等として、豊富な経験を備えています。このため、同氏を適任と判断し、深い知見に基づく助言、牽制を期待して、社外取締役として選任いたしました。
安田 昌史			○	GMOインターネット株式会社 取締役副社長 グループ代表補佐グループ管理部門統括(現任)		公認会計士として会計、財務等に係る高度な知識経験を有し、且つ我が国有数のIT企業の取締役副社長等として、企業経営に深く関与しています。経営戦略、会計を中心に、高い見識と豊富な経験を経営に役立てていただけたと考え、社外取締役として選任いたしました。
普世 芳孝	○	○	○	○	—	地方銀行の執行役員および金融システム開発会社の代表取締役を歴任しており、金融取引および金融システムに高度な知識経験を有しております。オンライン取引に特化し、システム分野に集中投資する当社の体制を強化できると考え、社外取締役として選任いたしました。また、東京証券取引所が定める「独立役員の独立性に関する判断基準」に該当せず、一般株主との利益相反のおそれもないことから、独立役員に指定しております。
久米 雅彦			○	○	—	公認会計士として会計、財務等に係る高度な知識経験を有し、また多数の法人の社外取締役、社外監査役等として、豊富な経験を備えています。深い知見に基づく助言、牽制を期待して社外取締役として選任いたしました。また、東京証券取引所が定める「独立役員の独立性に関する判断基準」に該当せず、一般株主との利益相反のおそれもないことから、独立役員に指定しております。

## 【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	3	0	1	2	社内取締役
報酬委員会	3	0	1	2	社内取締役
監査委員会	5	1	1	4	社外取締役

## 【執行役関係】

執行役の人数 6名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
		指名委員	報酬委員		
鬼頭 弘泰	あり	あり	×	○	なし
高島 秀行	あり	あり	×	×	なし
山本 樹	なし	あり	○	×	なし
田島 利充	なし	なし	×	×	なし
高野 修次	なし	なし	×	×	なし
原 好史	なし	なし	×	×	なし

## 【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役  
及び使用人の有無

あり

#### 当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき組織として内部監査室を設置しております。内部監査室は、監査委員会の監督下にあり、業務機能の遂行上、執行役と緊密な意思疎通を図る一方で、執行役から独立した組織として以下の通り「内部統制に関する基本指針」に定められております。

ア) 内部監査室の変更を伴う組織改革には監査委員会の同意を要する。

イ) 監査委員会の補助者である内部監査室の部員の異動、考課及び懲戒に関しては監査委員会の同意を要する。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

##### (1) 監査委員会と内部監査部門の連携状況

監査委員会は、内部監査室が事業年度毎に作成する「年間監査方針」及び「年間監査計画」の承認機関であり、内部監査の結果は速やかに監査委員会に報告されます。また、月に一度の監査委員会及び四半期に一度の経営者面談に出席しており、常に連携や意見交換が図られています。

##### (2) 監査委員会と会計監査人の連携状況

会計監査人の監査計画や会計監査報告の内容が速やかに監査委員会に共有されるように、会計監査の知識、経験に長けた特定監査委員を選任しております。会計監査人の監査結果は、監査委員会にて特定監査人より報告がなされており、他の委員に対しても共有が図られております。

##### (3) 内部監査室の窓口機能

内部監査室は、各監査委員、会計監査人の窓口として対応し、常に連携や意見交換が図られるように努めております。

#### 【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

#### その他独立役員に関する事項

#### 【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与  
に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

#### 該当項目に関する補足説明

「取締役及び執行役の報酬額等の決定に関する方針」に支給額の決定方針が定められております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、執行役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

#### 該当項目に関する補足説明

経営参画意識の向上と業績に対する貢献意欲や士気を高めることを目的として、役員及び使用人に対し、ストックオプションを付与しております。

#### 【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

(個別の執行役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

#### 該当項目に関する補足説明

会社法、金融商品取引法、企業内容の開示に関する内閣府令等、関係法令の定めに従って開示を行っております。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び執行役の個人別の報酬に関しては、報酬委員会において決定しております。

### 【社外取締役のサポート体制】

当社は、社外取締役をサポートする専従スタッフの配置はしておりませんが、事務局である経営管理部が社外取締役への連絡等のサポートを行っております。取締役会において活発で充実した議論が行えるよう、取締役会の議案資料については開催日の数営業日前までに電子メールで事前送信を行っております。なお、特に重要または慎重な判断が必要と思われる議案については、社外取締役に事前相談を行うことにより、それぞれの社外取締役の専門的な立場による意見を、経営に反映させております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能にかかる各機関の概要については以下の通りであります。

#### (1) 経営監督機能

##### ア) 取締役会

取締役会は原則毎月一回開催され、「決裁基準表」によって定められた重要事項について決定を行います。構成は、上述の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項」(以下、「機関構成に係る事項」という)に記載のとおりです。

##### イ) 指名委員会

株主総会に提出する取締役の選任及び解任並びに取締役会に提出する執行役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関であります。構成は、「機関構成に係る事項」に記載のとおりです。

なお、金融事業を営むグループの役員等として相応しい人格、知識経験を有する者を役員選任の際の資格要件としております。

##### ウ) 監査委員会

取締役及び執行役の業務執行に関する妥当性、適法性、適正性についての監査、並びに株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関であり、原則毎月1回開催されます。構成は、「機関構成に係る事項」に記載のとおりです。

本委員会にはこれら委員の他、内部監査室が出席し会議の活性化を図るとともに監査の質の向上に努めております。

##### エ) 報酬委員会

取締役及び執行役の個人別の報酬に関する議案の内容を決定する機関であります。構成は、「機関構成に係る事項」に記載のとおりです。

##### オ) 内部監査室

代表執行役、執行役を含む業務執行部門から独立し、当社の内部監査を実行する機関です。内部監査室は内部監査体制や監査範囲などに關し、監査委員会と緊密に連携して活動しております。

#### (2) 業務執行機能

##### ア) 代表執行役

当社は、執行役の中から代表執行役2名(代表執行役社長及び代表執行役会長)を選任しております。代表執行役社長は、業務執行の責任者として各部に大綱を指示し、運営を統括いたします。代表執行役会長は、会社業務全般において代表執行役社長を補佐し、担当役員に対し助言指導を行います。

##### イ) 執行役

執行役は、当社の業務執行を行い、取締役会より委任された業務執行の決定を行います。また業務の分掌についても取締役会で決定を行います。

##### ウ) 経営会議

原則週に1回開催され、「決済基準表」によって定められた事項について決定を行います。経営会議は、6名の執行役によって構成されております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役による経営監督機能と執行役による業務執行機能を分離することにより、取締役と執行役の役割分担の明確化及び意思決定の迅速化を図る他、経営の監督機能として社外取締役を活用することにより経営の透明性の向上を図ることを目的に指名委員会等設置会社の組織形態を採用しております。

### **III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況**

#### **1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況**

補足説明	
その他	当社ホームページの「IR情報」に招集通知を掲載しております。なお、招集通知の早期発送や集中日を回避した株主総会の設定といった施策により、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化を図る予定であります。

#### **2. IRに関する活動状況** 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーを作成し、ホームページの「IR情報」にて公表しております。	
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに「IR情報」として「経営方針」「月次開示情報」「財務・業績ハイライト」「IR資料室」「IRカレンダー」「株式情報」「電子広告」等のコンテンツページを設け、随時更新を行っております。 各項目の主要な掲載内容は以下のとおりです。 「経営方針」: 強み・成長戦略、事業等のリスク、コーポレートガバナンス、IRポリシー等 「月次開示情報」: 口座数／売買代金実績 「財務・業績ハイライト」: 営業収益、営業利益、経常利益等の推移 「IR資料室」: 決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料 「IRカレンダー」: 年間IRカレンダー等 「株式情報」: 株主還元・配当、株主優待、株主メモ、株主総会、株価情報 「電子広告」: 決算広告、電子広告	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当部署としてIR活動を行っております。	

#### **3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況**

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、「コンプライアンス・ポリシー」を設け、倫理、法令、社会的規範を踏まえて、よりよき社会人、よりよき企業人として、誠実且つ適切な行動を執るための指針を明示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、公平性・迅速性に配慮し、上記情報開示基準に基づき、報道機関、当社ウェブサイトを積極的に活用し、情報開示を行います。また、その他の情報についてもニュースリリースの配信やその他ウェブサイトへの掲載等により公平かつ迅速に開示いたします。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、内部統制を有効に行うために上述のとおりのコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。また、会社の業務の適正を確保するために、上述の体制に加え以下のとおり体制を整備しております。

#### (1) 執行役及び使用人の職務執行の適合性を確保する体制

##### ア) 経営監督機能

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、執行役の職務執行を監督し、代表執行役は、毎月1回以上、職務執行の状況を取締役会に報告しております。また、監査委員会は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携して、執行役の職務執行の適正性について監査を実施しております。

##### イ) コンプライアンス

執行役及び使用人は、「コンプライアンス・ポリシー」及び「反社会的勢力に対する基本方針」に則り行動するものとし、コンプライアンスに係る事項を統括する部署として法務部を設置するとともに、コンプライアンス関連教育・研修の実施、法令遵守マニュアルの作成等、コンプライアンス体制の充実に努めております。なお、本体制の確立及び推進により、当社は市民生活の秩序や安全に対して脅威を与える反社会的勢力の関与の排除に向け、組織的な対応を図っております。

##### ウ) 財務報告の適正性確保のための体制整備

会計基準その他関連する諸法令を遵守するとともに、「経理規程」及び関連規程等の社内規程を整備し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図っております。また、金融商品取引法の定めに則り、「財務報告に係る内部統制規程」その他の社内規程を整備し、財務報告の適正性を確保するための体制の整備・運用状況を定期的に評価し、改善を図っております。

##### エ) 内部監査

内部監査担当部門として監査委員会直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、監査委員会に対し、その結果を報告しております。また、内部監査室は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施しております。

##### オ) 業務分掌及び決裁基準

「業務分掌一覧」を定め、分掌する職務を明確化しております。また、職位に応じた権限の明確化及び濫用防止を目的として「決裁基準表」を定めております。

##### (2) 情報の保存及び管理体制

「文書管理規程」を定め、会議体の議事録、契約書、裏議記録、その他の重要文書を適切に管理、保存するとともに、これらの文書に関し、執行役及び使用人が速やかに閲覧できる状態を維持しております。また、適時・適切な情報開示を実行できるよう、適時開示その他の開示を所管する部署として経営企画部を設置し、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、開示内容を審議する機関において開示内容の審議並びに適時開示体制の妥当性等を監視する体制としております。

##### (3) 損失の危険の管理体制

取締役会を定期開催し、又は必要に応じて臨時開催して、執行役の職務執行の状況及び会社の重要な事項を適時に把握し、適切な意思決定を行うと共に、取締役相互間及び執行役の牽制を図っております。また、不測の事態によりリスクが発現し、又は発現するおそれを生じた場合、必要に応じて代表執行役社長を長とする対策委員会を設置することとしております。その他当社の損失の危険の管理体制については、「グループリスク管理規程」に定めています。

##### (4) 執行役の職務執行の効率性を確保する体制

取締役会が執行役ごとの職務執行の分掌及び業務執行の決定の委任範囲を定め、執行役へ権限を委譲しております。また、意思決定の基礎とし得る十分な情報、資料を確保するとともに、合理的なシステム化を行い、事務リスクの低減と業務の効率化を図っております。なお、経営上の検討事項に関し、必要な助言を得るために、適宜に弁護士、公認会計士等の外部専門家を起用しております。

##### (5) 企業集団の業務の適正を確保する体制

「関係会社管理規程」を定め、適切に運用することで、関係会社の健全性を保っております。具体的には、関係会社管理の主管部署として経営管理部を設置し、事業計画の策定、内部管理体制の整備、財務報告の信頼性を高めるための内部統制の整備等に関し、助言、指導等を行っております。関係会社が行う重要な意思決定は、必要に応じて当社が事前に諮詢する体制としており、決算情報、機関決定事項、その他重要な情報に関し、定期に報告を受け経営状態を適切に把握しております。関係会社の事業特性に応じて各種リスクを管理するために「グループリスク管理規程」を定め、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク及びシステムリスク等を統合的に管理するとともに、中核事業である金融商品取引業に関しては、リスク相当額の計数的把握、システムリスク管理体制の整備、並びに事業継続計画を定め、災害等が生じた場合の重要財産の保全及び事業継続に努めおります。「内部通報規程」を定め、通報窓口を設置し、不正行為の早期検知を図っております。また、監査委員会は、関係会社の監査役若しくは内部監査部門と連携し、又は自ら調査して、業務の適法性及び妥当性を監査しております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

#### (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

「反社会的勢力に対する基本方針」において反社会的勢力との関係遮断、不当要求の拒否、反社会的勢力への資金提供、裏取引等の禁止を宣言しております。

#### (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

新規取引を開始する際の法務部による審査手順が「取引先管理規程」に明文化されております。「取引開始基準」を設け、基準に抵触する取引先については、取引開始審査による事前排除及び取引停止の対応を行っております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 [更新](#)



